

## 国東市社会体育施設の優先予約に関する取扱規程

令和5年6月1日

国東市教育長決裁

### (目的)

第1条 この規程は、国東市体育施設条例(平成18年国東市条例第114号。以下「条例」という。)及び条例施行規則(平成27年国東市教育委員会規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、社会体育施設の有効活用並びに使用者の円滑化利用を図るため、規則第6条に基づく許可の申請(以下「許可申請」という。)前に行う施設の予約について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

(1)施設 条例に規定する施設のうち次に定めるものをいう。

ア 野球場(国見・国東・武蔵・安岐)

イ 多目的グラウンド(陸上競技場(国見・国東))

ウ 体育館(国東・安岐)

エ 安岐テニスコート

(2)スポーツ行事 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア スポーツ大会

(全国大会、九州大会、県大会、地区大会又はこれらの予選会等をいう。)

イ 県又は市民を対象に行うスポーツ教室、スポーツイベントその他これらに類する行事

ウ その他、教育委員会の認める行事

(3)予約 許可申請前に施設を予約することをいう。

### (予約の優先及び予約日)

第3条 施設を予約できる優先予約日等については、次の各号に定めるところによる。

(1)第1優先

次に掲げる行事の場合は、予約日は、利用しようとする日の属する月の11か月前の月の初日を優先予約の開始日とする。

ア 国、県又は市が主催する各種行事

イ 国東市スポーツ協会及びその加盟団体、又はそれらの上部団体が主催するス

### ポーツ行事

ウ 市内小中学校・高等学校、東国東郡・国東市中学校体育連盟、大分県高等学校体育連盟、大分県高等学校野球連盟が主催するスポーツ行事

エ そのほか、教育委員会が必要と認めるもの。

#### (2) 第 2 優先

次に掲げる行事の場合は、第 1 優先の次に優先予約ができる。予約日は、利用しようとする日の属する月の前月の初日とする。(土・日・祝日の場合は翌日。)ただし、該当予約者(団体)が重複する場合は、双方の協議、又は抽選とする。

ア 市内住所者が主催するスポーツ行事

イ 市内団体が主催するスポーツ行事

#### (3) その他

次に掲げる行事の場合は、第 1 優先、第 2 優先の次に予約ができる。

ア 第 1 優先及び第 2 優先以外の者が主催するスポーツ行事

### 附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(国東市教育長決裁)

この規程は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。